平成２３年（フ）第３３３２号
横浜市都筑区荏田南３丁目19番５号
債務者　千田　園子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３３号
横浜市磯子区磯子２丁目18番16―302号
債務者　今泉やよい
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３４号
横浜市戸塚区戸塚町3663番地
債務者　宮井　順子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１２号
東京都三鷹市新川４丁目25番１―206号
債務者　小野　久昭
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６１３号
東京都三鷹市新川４丁目25番１―206号
債務者　小野　ゆき
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７８８号
静岡市駿河区鎌田342番地の12
債務者　勝見　夕子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１９８号
横浜市港北区大豆戸町929番地１　ラピス大倉山Ⅱ103
債務者　酒井　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０７号
住民票上の住所神奈川県大和市中央３丁目４番22号　山口ハイツ203
債務者　伊達あかね（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１１号
横浜市都筑区荏田南５丁目21番30―307号
債務者　平田　義則
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３４号
横浜市旭区川井本町52番地１　栗原ハイツ201
債務者　布施野　馨（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９５号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目５番９―305号
債務者　石橋　美鈴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３５号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮、旧住所静岡市駿河区中原808番地の２
債務者　河田由紀奥こと　河　由紀奥
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
熊本県人吉市大畑麓町3990番地
債務者　嶽本　末子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第７６５号
川崎市宮前区犬蔵２丁目４番25―201号　ドメインたまプラーザ
債務者　近藤　晴男
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
静岡県藤枝市光洋台25番地の５
債務者　中野　弘一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目47番５号
債務者　安里　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部